



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
9 月 18 日  
第 4 4 8 4 号  
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

- 環 境 事 務 所 告 示  
 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（湖北）..... 1
- 県 税 事 務 所 公 告  
 軽油引取税免税証無効公告（南部、中部）..... 1  
 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部、中部）..... 2
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告  
 土地改良区役員退任および就任公告（東近江）..... 3

## 環 境 事 務 所 告 示

### 滋賀県湖北環境事務所告示第 1 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
平成30年 9 月18日

滋賀県湖北環境事務所長 川 崎 竹 志

- 1 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域  
 米原市米原989番  
 米原市梅ヶ原2231番
  - 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
  - 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 <sup>ひ</sup>砒素およびその化合物（規則第58条第 5 項第 9 号に該当）
  - 4 土壌含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- （「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

### 滋賀県湖北環境事務所告示第 2 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
平成30年 9 月18日

滋賀県湖北環境事務所長 川 崎 竹 志

- 1 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域  
 米原市米原989番  
 米原市梅ヶ原2231番
  - 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
  - 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 <sup>ひ</sup>砒素およびその化合物（規則第58条第 5 項第 9 号に該当）
  - 4 土壌含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
- （「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

## 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年9月18日

滋賀県南部県税事務所長 加藤 慎一

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
10 リットル券	農業	30618042	1	平成30.4.2 ～ 平成31.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	平成30.9.4
50 リットル券	農業	30618043	1	平成30.4.2 ～ 平成31.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	平成30.9.4
100 リットル券	農業	30618044	1	平成30.4.2 ～ 平成31.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	平成30.9.4

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年9月18日

滋賀県中部県税事務所長 松宮 正智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
50 リットル券	農業	40646477 ～ 40646480	4	平成30.4.6 ～ 平成30.12.31	彦根市田附町700 株式会社木村商店	平成30.9.7

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年9月18日

滋賀県南部県税事務所長 加藤 慎一

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9765074号	平成31.10.3	野洲市小南1154 島村文雄	平成30.9.4

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年9月18日

滋賀県中部県税事務所長 松宮 正智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9284572号	平成33.3.31	東近江市伊庭町1704 徳永純一	平成30.9.7

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鳥川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年9月18日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 村 良 三	東近江市中羽田町411番地
〃	小 西 常 治 郎	同 市上羽田町2212番地 2
〃	古 澤 文 男	同 所661番地
〃	古 澤 健 二	同 所539番地
〃	戸 田 喜 久 雄	同 所560番地
〃	北 岸 安 正	同 所2001番地
〃	北 岸 弥 五 郎	同 所2036番地 1
〃	内 堀 甚 一 郎	同 所2326番地
〃	堀 定 夫	同 所2344番地
〃	久 田 貢	同 所1407番地
〃	森 井 伊 八	同 所1518番地
〃	小 澤 嘉 一	同 市中羽田町366番地
〃	小 澤 重 市	同 所337番地
〃	内 堀 稔	同 市下羽田町805番地
〃	井 上 昭 彦	同 所263番地
監 事	久 田 弥 寿 男	同 市上羽田町2308番地
〃	藤 田 定 嗣	同 所1445番地
〃	小 島 秀 雄	同 市下羽田町738番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 村 良 三	東近江市中羽田町411番地
〃	古 澤 文 男	同 市上羽田町661番地
〃	井 上 昭 彦	同 市下羽田町263番地
〃	古 澤 健 二	同 市上羽田町539番地
〃	古 澤 善 弘	同 所793番地
〃	北 岸 安 正	同 所2001番地
〃	小 西 良 和	同 所2006番地
〃	内 堀 甚 一 郎	同 所2326番地
〃	堀 定 夫	同 所2344番地
〃	久 田 貢	同 所1407番地
〃	森 井 伊 八	同 所1518番地
〃	小 澤 嘉 一	同 市中羽田町366番地
〃	小 澤 重 市	同 所337番地
〃	村 井 鉄 信	同 市下羽田町194番地 1
〃	板 谷 晴 夫	同 所792番地
監 事	久 田 弥 寿 男	東近江市上羽田町2308番地
〃	藤 田 定 嗣	同 所1445番地
〃	北 岸 弥 五 郎	同 所2036番地 1

